

## 平成23年度12月期福岡家庭裁判所委員会議事録

- 1 開催日時 平成23年12月8日(木)午後1時10分
- 2 場 所 福岡家庭裁判所大会議室
- 3 組織委員数 15人
- 4 委員の出欠

### 学識経験者

大村重成(福岡県精神科病院協会理事)(欠),川本隆(福岡家事調停協会長)(欠),坂本雅子(福岡市こども総合相談センター「えがお館」名誉館長)(欠),白石幸一(福岡県警察本部生活安全部長)(出),中嶋安雄(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部長)(出),西村重則(福岡矯正管区第三部長)(出),松崎佳子(九州大学大学院人間環境学研究院教授)(出),森川友子(九州産業大学国際文化学部准教授)(出),吉塚育史(株式会社読売新聞西部本社社会部長)(出)

### 弁護士

迫田登紀子(欠),松原妙子(出)

### 検察官

中尾英明(欠)

### 裁判官

榎下義康(委員長)(出),林田宗一(出),今泉愛(出)

- 5 説明担当者

中川宏一郎(事務局長),林賢一(首席家庭裁判所調査官),深町眞弓(家事首席書記官),津田利信(少年首席書記官),大橋茂(家事次席家裁調査官),長谷陽一郎(家事次席書記官),仲村俊一(主任書記官)

- 6 テーマ

- (1) 家事審判法の改正について
- (2) 民法等の一部改正について

## 7 議事の経過及び結果（概要）

- (1) 開会，委員長あいさつ
- (2) 新任委員の紹介及び各委員あいさつ
- (3) 前回の家裁委員会における要望に対する回答

前回の家裁委員会において出されていた統計数値の提示に関する以下の要望に対し，最高裁判所が公表している数値を委員長が口頭で告知し回答した。

ア 14歳未満の少年が少年院に送致された件数（全国または福岡家庭裁判所管内）

イ 原則逆送制度（犯行時16歳以上であり，かつ，故意の犯罪により被害者を死亡させた場合に原則として検察官に送致する旨の規定）が適用された件数（全国または福岡家庭裁判所管内）

- (4) 家事審判法の改正について

はじめに，裁判所書記官が現行法（家事審判法）における家事事件の種類（甲類審判事件及び乙類審判事件，調停事件），最近の家事事件の動向，改正の経緯，改正法（家事事件手続法）の概要，現行制度との主な相違点及び具体的な運用例を説明した後，質疑応答を行った。

委員：改正法において導入される電話会議システムやテレビ会議システムは，具体的にどのような方法で行われるのか。

裁判所：テレビ会議システムは，そのシステムを備えている大学や病院などに鑑定人等に出向いていただいて尋問を行うときなどに活用されているが，システムを備えている施設が限られている。電話会議システムについては，一方当事者が在室している弁護士事務所などに電話をかければ利用できるため，頻繁に活用されている。

テレビ会議システムの活用の拡大が今後の課題であると認識している。

委員：家事事件ではこれまでは相手方に対して申立書の写しを送付していなかったということだが，これは制度として遅れていたということか。

裁判所：家事事件は民事訴訟と異なり，相手方が期日に出頭しなくても相手方に

不利に扱われることがないという事件の性質から、そのような運用がなされていると思われる。

また、申立書をそのまま送付すると、それを読んだ相手方が感情を害し、裁判所に出頭しないというおそれがあるため、手続をスムーズに進めるためにもこれまでは送付しない取扱いがなされてきたという面もあると思われる。

委員：申立書の写しを送付するに当たり、当事者間で感情的な対立を招くことがないようにするために申立書をチェック方式にするなどの方策が検討されているということであるが、一方で、申立書の写しを送付する目的は相手方に対する不意打ち防止のためにあると思われるところ、相手方が申立書の内容を把握することができるような工夫が必要となるのではないか。

裁判所：申立書をあまりにも簡略化しすぎると、申立人がどういったことを求めているのか相手方が把握できなくなるおそれがあるのは御指摘のとおりである。現在、遺産分割申立事件において申立人の主張や事情を聴取、整理するために申立書の付票というものを活用しているところであり、改正法においても同様の運用ができないか検討しているところである。

なお、養育費や婚姻費用分担金の支払いを求める事件などにおいては、双方の収入がいくらか、子どもがどちらと生活しているかなど、客観的な事情をもとに判断することになるところ、申立書に相手方を非難する内容が記載されていることで無用な紛争を生じさせることのないようにするためにチェック方式を採用することにしたいと考えている。

委員：改正法施行に向けての裁判所の準備状況について教えていただきたい。

裁判所：改正法の施行により、申立書の写しを相手方に対して送付することになることに伴い、最高裁判所において申立書の書式を統一することが検討されており、事件類型ごとに書式が作られると思われる。

また、養育費や婚姻費用分担、面会交流などの事件において、調停が不成立となり審判に移行した後に事実の調査がなされた書面については、原

則として反対当事者が閲覧や謄写をすることが可能となるため、この点についての説明を調停委員や裁判所職員が遺漏なく行えるようにするための研修等も考えている。

家庭裁判所では、家庭内暴力を受けていた申立人の住所を秘匿するなど慎重な取扱いをしているところであるが、審判移行後にその書面について事実の調査がなされると相手方の目に触れることとなるおそれが全くないわけではないことから、そのような点についてもできるだけ弊害がないようにするために事件類型別の取扱いを検討している。

(5) 民法等の一部改正について

はじめに、裁判所書記官が現行法の問題点、改正法の概要及びその具体的内容を説明した後、質疑応答を行った。

委員：法改正により法人を未成年後見人に選任することができるようになるということであるが、その対象として、どのような法人が想定されているのか。

裁判所：現時点で具体的な想定はしていないが、弁護士法人を未成年後見人に選任して、所属している弁護士に財産管理などを行ってもらうことはできると思われる。

委員：今回の説明を聞く限りでは、法人には未成年者の財産管理のみを行ってもらい、身上監護は未成年者が入所している施設の職員や里親にしてもらうことを想定しているように思われるが、そのようなやり方は未成年者の養育にかえって弊害があると思われる。法人を選任する場合も事務担当者が未成年者の身上を把握することが前提にあると考えるが、如何か。

裁判所：未成年者が年長者で仕事をしている場合や年少者であってもその親族が身上監護をきちんと行える場合など、未成年後見人が身上監護を行うことがあまり想定されない場合に法人を未成年後見人に選任することになると思われるが、この場合でも法人の後見人に身上監護を全く行ってもらわないということは考えていない。

委員：法人を未成年後見人に選任する形態として、審判書に自然人である未成年後見人の住所が記載されることでその者に暴力等の危害が及ぶ可能性があるといった場合は考えられるか。

裁判所：そういった場合に法人を選任することはあり得ると思われる。

委員：親権の停止については、裁判所が親権を停止すると判断した段階で停止期間を決めることになるのか。

裁判所：「平成何年何月末日まで親権を停止する。」といった記載や、「審判確定の日から何か月間親権を停止する。」といった記載になると思われる。

委員：親権を停止する期間を定めるに当たっての判断基準はあるのか。

裁判所：これからの実績の積み重ねにより基準が定まっていくことになると思われるが、条文上、その期間が「2年を超えない範囲内」と規定されていることから考えると、できる限り基準を明確にする必要があると思われる。

委員：2年間の親権停止期間で親子間の問題が解決しない場合はどうなるのか。親権喪失に移行することもあるのか。

裁判所：その時点で改めて親権停止の申立てをしていただき、更に親権を停止する必要があるかどうか裁判所が判断することになる。また、当初、親権停止の申立てをした時点よりも親子関係が悪化していれば、親権喪失の申立てをしていただくことも考えられる。

委員：親権を停止すべき案件では、裁判所は早く判断をすべきであると考えられるが、裁判所としてはどの程度の書面が整えばよいと考えているのか。事実関係などをしっかりと記載した書面が整わないと認められにくい児童福祉法第28条の申立てと比較してお答えいただきたい。また、判断については、申立てをしてからどの程度の期間で出されることになるのか。

裁判所：児童福祉法第28条の事件では、家庭裁判所が早く判断をしなければならぬこともあり、申立ての時点で資料を十分に整えていただいている。親権停止申立事件についても、児童相談所が関与してくださる案件については、同様に書面を整えていただくことになると思われる。そうしていた

だくことで結果的に審理期間を短くすることにつながると思われる。

親権を停止すべきであるような事件においては、児童相談所が関与していないことはほとんどないと思われるので、引き続き御協力をお願いすることになると思われる。

どの程度の期間で判断が出されるかについてはこれからの実績の積み重ねであり、現時点では何とも言えないところである。

委員：親権者が施設に入所している未成年者を連れ戻しに来た場合に親権停止を利用することはできるのか。

裁判所：親権が停止されていれば、「自分は親権者だ。」という抗弁は通らず、一般人が来た場合と同様に連れ戻しを拒否することができる。ただし、2年後には親子を再統合することが予定されているため、その点に対する配慮も必要になるとと思われる。

(6) まとめ

裁判所：本日の委員会の総括として質問や意見はないか。

委員：今回説明のあった法改正の内容について、国民に対する周知や広報はどのように行っているのか。

裁判所：最高裁判所のウェブサイトを見ていただければ今回ご説明した程度のことはお分かりいただけるようにしているが、一般的な周知は行政が今後行っていくことになると思われる。

(7) 次回テーマ

危機管理と家庭裁判所（仮題）

(8) 次回期日

平成24年6月21日（木）午後1時10分